

している被告人に対して質問が許されるか、などが議論された。

理不尽な犯罪で家族を奪われた被害者には、加害者に対して聞きたいこと言いたいことが山ほどある。加害者に対峙できるのは法廷の場しかなく、これを逃せば生涯その機会は失われてしまう。たとえ加害者が答えなくても、疑問を糺し、真相に迫りたい。心に残るわだかまりや悔しさを加害者にぶっつけたい。黙秘する加害者の不誠実さを裁判所に見せてやりたい。被害者が必死の思いで出廷するのはそのためだ。

裁判を終えて帰宅したとき「加害者は何も答えなかったけど、言うことは言ってやりましたよ。加害者はこちらを見ることもできませんでしたよ」と仏前に報告できる。この「やることはやった」という達成感、充足感、開放感が大切で、これがなくては、被害者は立ち直りの一步を踏み出すことができない。

「法廷を復讐の場にしてはならない」と言う人がいるが、自らは安全圏に身を置いて空想でものを考える人の発言である。これしきのことは復讐でも何でもな

い。現に3年間で問題は起こっていないではないか。この程度のことが許されないなら、裁判は生きた人間のことではなく、フラスコのなかで蒸留水を作るようなものになってしまう。更には、私は、極悪非道の加害者が、法廷で言葉による復讐を受けるくらい当然だと思っている。

意見陳述についても同様。参加人が複数いる場合に、同じ内容の意見を次々述べるのは時間の無駄だから人数を制限せよというのも、被害者心理を理解しないことに起因する。被害者の心情は複雑で個別的だ。たとえ家族であっても代理することはできないのだ。

言いたいことを述べ、聞きたいこと尋ねることが被害者の癒し、立ち直りに必要不可欠だから、よほどのことがない限り制限してはならない。癒しには時間がかかる。加害者のために費やした捜査や裁判までの時間に比べると、僅少過ぎるほど僅少だ。時間を惜しんではならない。

訴訟経済、効率優先で、被害者は依然として後回しにされている、という印象が残った。

刑事裁判への被害者として参加します

幹事 假谷 実

(公証人役場事務長逮捕監禁致死事件遺族)

振り返ると、2000年1月23日、あすの会の設立に立ち会っていました。犯罪が社会から必然的に生じてしまう、誰もが被害者になる可能性があるという視点に立ち、被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて皆さんと活動を共にしてきました。

2008年12月1日より、刑事裁判における被害者参加制度が始まりましたが、制度への適用に遑及はなく、私たちの事件発生から15年以上が経過して時効も成立していると考えていました。

この事件は、1995年2月28日16時30分過ぎに起こりました。信者であった叔母の居場所を聞き出すため、オウム真理教の信者が、信者でもない父を拉致し、麻酔を多量に投与し、ナルコという拷問を行い、父を殺害しました。これらの行為には信者10数名が関わっていましたが、最も重い罪でも逮捕監禁致死罪で、物証がないなどの理由から殺人罪としての起訴が見送られました。父を殺害された被害者としては、真実に目を逸らされた、納得できない刑事裁判であり、無力感が漂いました。

しかし、父の葬儀に多くの方々が参列してくださったことなどから、父の無念をこのまま放置することは

できないと一念発起し、私たちは殺意の有無を確かめるために、民事訴訟を起こしました。

判決において「未必の故意がなかったとはいえない」というところまでは進めることができましたが、父の死の真相には辿り着けていません。

ところが、2011年12月31日に平田容疑者が出頭し、逮捕された後に、公訴時効は未成立と聞きました。逮捕監禁致死罪の公訴時効は10年ですが、刑事訴訟法(第254条)に共犯者の起訴から刑の確定まで時効が停止する規定があるため、時効は成立していないとのことでした。

将来の被害者のために被害者参加制度の確立を求めてきた私たちが、この事件で参加制度を利用できるとは思っていませんでした。

私たちが10余年前には出来なかった、事件の真相、父の殺害までの様子を直接質問する千載一遇の機会が訪れました。

刑事裁判へ参加することにより、事件の真相を究明することが最大の目的です。しかし、同時に、参加制度の体験を通して、証人への質問に制限があることなど、改善すべき点を確認し、次の活動へ繋げたいとも考えています。